

京丹後市消防団の報酬の額の改定等について

資料編

1 改定理由

全国の消防団員数は、平成 30 年度以降 8 年連続で年 1 万人以上減少するなど、危機的な状況にあります。本市においても同様で、消防団員数は平成 28 年 4 月の 1,643 人から令和 7 年 4 月には 1,467 人へと減少し、条例定員 1,730 人に対する充足率は 84.7%にとどまっています。

少子化や就業形態の多様化により若年層の入団者が大幅に減少するなど、消防団員の確保は全国的な課題であり、長年にわたり様々な議論・取組が行われてきました。他方、災害の多様化・激甚化を背景に、消防団に求められる任務・役割は拡大しており、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年法律第 101 号）においても、消防団は将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない、代替性のない存在であることが明記されています。こうした中、全国的には女性団員・学生団員・機能別団員は増加傾向にあり、加えて、年額報酬・出勤報酬及び支給方法の見直しなど処遇改善の取組は、基準を満たす市区町村が 92%を超えるなど、着実に進展しています。

本市においても、令和 4 年度に年額報酬及び出勤報酬等の改定、休団制度の導入などの処遇改善を図るとともに、操法大会や各種訓練の在り方の見直しを進め、新入団促進や消防団に対する社会的理解の醸成に努めてまいりました。しかしながら、団員の確保及び活動の維持が困難となる地域は増加しているのが現状です。こうした状況を踏まえ、消防団員の意見を反映しつつ、より活動しやすい組織体制の実現に向けて検討を重ねてきました。

今般、団員確保が困難化する地域においても地域の消防力を維持・充実させることを目的に、平成 28 年 4 月に導入した「支援団員制度」に加え、新たに「機能別団員制度」を創設するにあたり、同制度の趣旨及び役割に即した適切な処遇を確保する観点から、年額報酬の額について新たな規定を設けるものです。

2 改定内容

(1) 機能別団員

①機能別団員の導入について

機能別団員は、基本団員とは異なり、一部の消防業務に特化した団員を確保するため、各市町村で整備が始まり、平成 25 年に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」以降、機能別団員、大規模災害団員、支援団員という呼び名で全国的に広まっています。

本市においても、平成 28 年 4 月の消防団組織再編に合わせて、市内の中山間地域に位置する 4 地域において消防団 0B で組織する支援消防隊を創設し、運用を行ってまいりました。しかし、他地域においても消防団員の確保が引き続き課題となっており、消防団員適齢層（20 歳から 50 歳未満）の住民が非常に少なくなっている地域が増加していることから、基本団員の活動を補完するため、市内全域を対象として機能別団員制度を導入するものです。

②機能別団員の活動について

機能別団員は、部に所属し、基本団員とともに活動を行います。災害出勤については、所属部が出動するすべての災害に出動するほか、施設の維持管理等において基本団員が行う活動を補完いたします。本市ですでに導入している支援消防隊については、機能別団員に統合し、制度改正を行うとともに、出勤範囲に応じて機能別団員と支援団員の区別を明確にすることとします。

③主な任務比較

団員の種類	階級	役職	主な任務
基本団員	団員	団員	・ 災害への出動及び平時の活動 (訓練・研修、警戒、車両・器具機材等の点検及び管理等)
機能別団員		機能別団員	・ 基本団員の活動のうち、災害への出動並びに配備された車両・器具機材等の点検及び管理 ・ その他、団長が必要と認める活動
		支援団員	・ 機能別団員の活動のうち、分団が管轄する区域内の災害への出動並びに配備された車両・器具機材等の点検及び管理 ・ その他、団長が必要と認める活動

(2) 年額報酬の額について

非常勤消防団員の報酬については、消防庁長官通知による「非常勤消防団員の報酬等の基準」に基づき、出動回数によらず年額で支払われる年額報酬及び、出動に応じて支払われる出動報酬の2種類が定められています。

年額報酬については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を有するものとされています。また、機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案し、均衡のとれた額を定めることとされています。

本市における機能別団員の年額報酬の額については、基本団員と機能別団員、機能別団員と支援団員の活動内容を考慮し、次のとおりとします。

① 年額報酬の額

対象	国標準額	京丹後市報酬額	改正案	増額分
団員	36,500円	36,500円	据置	—
機能別団員	—	—	10,000円	支援団員との出動範囲差(方面隊区域>分団区域)
支援団員	—	5,000円	据置	—

②財政比較について (機能別消防団員の増員見込みとして試算)

種別	機能別消防団員/人	増員見込み	増額見込み
年額報酬	10,000円	71人	710,000円

(3) 基本団員と機能別団員の比較について

項目	基本団員	機能別団員	支援団員
任用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・京丹後市内に居住し、又は勤務する者 ・18歳以上の者 ・志操堅固で、かつ、身体強健な者 	消防団員として活動できる者のうち、消防団員若しくは消防職員OB又は消防団員としての必要な知識経験を有すると団長が認めた者	
活動範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・方面隊管内の災害（他方面隊への応援出動あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・方面隊管内の災害（他方面隊への応援出動あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・分団管内の災害
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害出動 ・各種訓練 ・施設管理 ・広報活動 ・操法大会、式典、各種イベント、等 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害出動 ・施設管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害出動 ・施設管理
年額報酬	36,500円 (階級が団員の者)	(案) 10,000円	5,000円
出動報酬	1回につき 3時間以内 3,000円 3時間を超え5時間以内 5,000円 5時間超 8,000円	(案) 基本団員に準ずる	基本団員に準ずる
退職報償金	5年以上の勤務実績のあるものには支給	(案) 基本団員に準ずる	基本団員に準ずる
補償	公務災害補償	(案) 基本団員に準ずる	基本団員に準ずる

3 施行予定

令和8年4月1日

4 参考資料

資料1 近隣市町等との制度比較

資料2 消防団員の報酬等の基準策定等について（消防庁長官通知）

資料3 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書（令和3年4月）

資料4 「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書（令和3年8月）

【近隣市町との機能別消防団制度の比較】

自治体名	機能別制度	活動内容	任命基準	報酬（年額）	報酬（出動）
舞鶴市	なし	—	—	—	—
福知山市	あり	<ul style="list-style-type: none"> 各分団が任命時にあらかじめ指定した活動のみ(活動内容は分団ごとに異なる) 平時の活動として、各種訓練や防火広報に従事する分団あり 	<ul style="list-style-type: none"> 元消防団員 概ね年齢75歳未満の者 	報酬なし	基本団員と同額
綾部市	あり	<ul style="list-style-type: none"> 火災現場における消火及び支援活動 居住する分団の部に所属し災害発生時には最寄りの消防団車両で出動 所属する分団の分団長の指揮下で活動 年間1回以上の訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 元消防吏員又は元消防団員 基本団員を退団後に、再入団 	10,000円	基本団員と同額
宮津市	あり	<ul style="list-style-type: none"> 出動対象は、消防団が出動する全ての災害（火災、風水害、地震等） 出動範囲は、所属する分団の管轄区域内 出動以外の活動は、車両・器具機材等の点検及び管理 その他団長が必要と認める活動 	<ul style="list-style-type: none"> 分団の担当区域内に居住の元団員 65歳以下の者 	5,000円	基本団員と同額
伊根町	なし	—	—	—	—
与謝野町	なし ※支援隊あり	<ul style="list-style-type: none"> 火災への速やかな対応を図るため、消防団支援隊を設置 機能別団員と同様だが無報酬であるため、機能別団員制度としていない 出動対象は所管区域内の火災、ホース延長や機関操作のうち補助的な作業を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 町内在住者の元団員、平日の日中に出動可能である者 任期2年（再任は妨げない） 	報酬なし	報酬なし
豊岡市	なし	—	—	—	—

【全国の機能別団員制度（OB団員の活用）との比較】

自治体名	活動内容	任命基準	報酬（年額）	報酬（出動）
八戸市 (青森県)	・災害時の後方支援活動 ・訓練、観閲式、出初式等の行事への参加	・元消防吏員又は元消防団員 ・平日の日中に消防団活動ができる者	18,000円	基本団員と同額
本宮市 (福島県)	・火災の初期消火及び後方支援活動 ・大規模災害時の消防団活動 ※式典には参加しない、機関取扱訓練には必要に応じて参加可	・市内居住の18歳以上70歳以下の者 ・元消防吏員又は元消防団員 ・平日の日中に消防団活動ができる者	12,000円	基本団員と同額
大田原市 (栃木県)	・昼間における消火活動 ・大規模災害時の消防団活動 ・諸行事、訓練等へは参加しない	・元消防団員（5年以上経験） ・70歳未満 ・分団管内に居住し、直ちに出勤できる者	10,000円	基本団員と同額
鹿沼市 (栃木県)	・分団管内で発生した災害対応 ・若手団員の育成、自治会等とのパイプ役	・元消防団員（1年以上経験） ・分団管内に居住する18歳以上65歳未満の者 ・分団管内に居住し、直ちに出勤できる者	5,000円	基本団員と同額
渋川市 (群馬県)	・8時から17時までに発生した火災対応 ・分団の後方支援	・市内居住又は勤務する18歳以上70歳以下の者 ・元消防吏員又は元消防団員（5年以上経験）	20,000円	基本団員と同額
上田市 (長野県)	・所属分団管轄区域内で行う消防の任務 ・その他団長が必要と認めた消防の任務	-	12,000円	基本団員と同額
湖西市 (静岡県)	・火災、大規模災害等において、分団長の指揮下で消防団活動 ・入退団式、出初式、防災訓練その他実践的な訓練を除き、平常時の分団活動には参加しない	・元消防団員（5年以上在籍かつ班長以上）	10,000円	基本団員と同額
大垣市 (岐阜県)	・分団に所属し災害対応	・市内居住の18歳以上65歳未満の者 ・元消防吏員又は元消防団員（5年以上経験）	10,000円	基本団員と同額
松阪市 (三重県)	・市の区域内で団長の指示で活動（消火、災害防御、災害警戒等）	・市内居住の18歳以上の者 ・元団員（5年以上経験）	支給なし	基本団員と同額
西脇市 (兵庫県)	・分団管轄区域内における消火活動 ・災害時における警戒及び防除活動 ・その他消防団長が認める活動 ・原則として消防大会等の行事や訓練等に参加することを要しない	・市内居住の18歳以上の者	9,000円	基本団員と同額
松江市 (島根県)	・分団区域内で火災の初期消火及び後方支援活動 ・災害対応活動（火災以外）	・元消防団員（同等の知識経験を有する者）	10,000円	基本団員と同額
今治市 (愛媛県)	・予防広報 ・災害時の支援活動 ・大規模災害時の後方支援活動	・市内居住の18歳以上の者 ・元団員（5年以上経験）	18,250円 (基本団員の半額)	基本団員と同額
みやま市 (福岡県)	所属分団長の指揮下で次の活動を行う ・所属分団内での災害対応活動（消火、救助、水防） ・原則として、訓練、行事には参加しない	・元消防団員（5年以上在籍かつ班長以上） ・65歳以下	20,000円	基本団員と同額
嬉野市 (佐賀県)	所属分団長の指揮下で次の活動を行う ・所属分団内での活動にあたる ・大規模災害時の消防団活動 ・消防資機材取扱指導、点検	・元消防吏員又は元消防団員(5年以上経験)	5,700円	基本団員と同額

消防地第 171 号
令和 3 年 4 月 13 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁長官

消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出勤に応じた成果給的な報酬としての出勤報酬の二種類を定めていること。

・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

・第3について

出勤報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出勤に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出勤については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出勤や日付をまたぐ出勤、1日に複数回の出勤といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出勤が長期間にわたる場合には、出勤報酬の支給単位は出勤日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出勤報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出動に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

① 消防団の現状

- ・令和2年4月1日時点の消防団員数は81万8,478人と2年連続で1万人以上減少する危機的状況（特に20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少）であること。
- ・他方、災害が多発化・激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、一人ひとりの消防団員の負担も大きくなっていること。
- ・こうした消防団員の労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠と考えられること。
- ・処遇改善は消防団員の士気向上や家族等の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資すること。

② 出動手当

- ・出動手当を見直し、出勤に応じた報酬制度（「出勤報酬」）を創設すること。また、出勤に関する費用弁償（実費）については、別途必要額を措置すること。
- ・災害（火災・風水害等）に関する出勤報酬は、1日＝7時間45分を基本とし、予備自衛官等の他の類似制度を踏まえ、7,000～8,000円程度の額を、標準的な額とすること。
- ・災害以外の出動報酬についても、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や、業務の負荷、活動時間等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。

③ 年額報酬

- ・即応体制を取るために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する報酬として、出勤報酬の創設後も引き続き支給すべきであること。
- ・金額については、「団員」階級の者については年額36,500円を標準的な額とし、「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。

④ 消防団の運営に必要な経費

- ・本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出勤報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきであること。

⑤ 市町村における対応

- ・①から④を踏まえ、市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すべきであること。

⑥ 国や都道府県における対応

- ・国においては、出勤報酬や年額報酬の標準的な額やその支給方法等の基準を定めるとともに、①から⑤について市町村に対して助言を行うこと。また、国は財政措置のあり方について、財政需要の実態を踏まえ十分な検討を行うこと。
- ・都道府県においても、市町村に対し必要な助言等の支援を行うこと。

⑦ 今後の検討事項

- ・報酬等に関する議論は、中間報告をもって結論とし、国・都道府県・市町村は早急に消防団員の報酬等の改善に向けた取組を進めること。
- ・消防団員の確保のためには、報酬等の改善のほか、社会的評価の向上や広報、訓練のあり方など、他にも取り組むべき重要な課題があるため、本検討会において、これらの項目について引き続き精力的に検討すること。

I 消防団の現状

① 消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響

- ・ 少子化の進展や被用者の割合の増加等に伴い、特に若年層の入団者数の減少が進んでいることから、社会環境の変化に合わせて消防団を若年層や被用者がより参加しやすいものとするとともに、社会全体の理解を得ていく必要があること。
- ・ 災害の多発化・激甚化に伴い、消防団に求められる役割は多様化していることから、更なる多様な人材の確保や、防災を担う様々な主体との連携が必要であること。
- ・ 家庭やプライベートを優先するなど若年層の価値観が変化していることや共働き世帯が増加していることを踏まえ、消防団の存在意義や役割を十分に理解してもらい、ひいては消防団の加入につながるよう、広報のあり方を含め見直していく必要があること。

② 消防団の存在意義・役割

- ・ 社会環境が変化していく中でも、消防団の存在意義は不変であり、引き続き、地域防災力の中核として、消防団は継承されていくべきであること。
- ・ 消防に関する責任は市町村に帰属することから、消防団が災害時に具体的に果たす役割や平時に行う活動について各市町村で引き続き十分検討するとともに、国や都道府県は、各市町村の検討に資するよう必要な情報収集・情報提供を行うべきであること。

II 今後の消防団活動に当たり取り組むべき事項

① 報酬等の処遇改善

- ・ 報酬等の処遇改善は、団員の士気向上や家族等の理解を得るため不可欠であることから、各市町村等は「報酬等の基準」を踏まえた処遇の見直しを速やかに行うこと。

② 消防団に対する理解の促進

- ・ 地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動について、社会的理解を深めることが重要であること。
- ・ 消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わる広報を展開させること。また、オンラインの加入フォームの整備やSNSの積極的な活用について検討すべきであること。
- ・ 消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援するような雰囲気を作っていくことが肝要であること。

③ 幅広い住民の入団促進

- ・ 被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層であり、各市町村は積極的な入団促進を行うべきであること。
- ・ 被用者については都道府県による商工団体への働きかけ等、女性については女性用設備等の環境整備等、学生については学生消防団活動認証制度の導入等に取り組むとともに、将来の担い手育成として、少年消防クラブへの幅広い参加促進や高校生へのアプローチに取り組むこと。
- ・ 新たな社会環境に対応した団運営とするため、団内部での幅広い意見交換を十分に行うとともに、市町村や地域住民との連携等が必要であること。

④ 平時の消防団活動のあり方

- ・ 災害の多様化を踏まえ、各市町村とも、より地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練について引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、積極的な検討を行うべきであること。
- ・ 訓練の充実に当たっては、団員に過重な負担がかからないよう、真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、創意工夫を図るべきであること。
- ・ 操法は、団員が火災現場の最前線で安全に活動するために重要であることから、消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して訓練を行うことが望ましいこと。
- ・ 操法大会については、大会本来の目的を踏まえた適切な運営に努めるとともに、各主催者において点検や随時の見直しを行うこと。

⑤ 装備等の充実

- ・ 消防団の役割の多様化に伴い、活動内容に見合うよう装備を充実させることが重要であり、災害対応時の安全確保に向けた取組を今後も継続的・積極的に行っていくこと。
- ・ 消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため必要であるのみならず、ひいては消防団加入のインセンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられることから、積極的に取り組むべきであること。